

法廷通訳に求められる正確性と現場での実践

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-06-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 石田, 美智代 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00008801

法廷通訳に求められる正確性と現場での実践

石田 美智代（静岡大学 大学教育センター非常勤講師）

1. はじめに

外国からの入国者の増加や、2009年から始まった裁判員制度により、法廷での通訳のあり方が注目されるようになった。日本への外国人入国者は2009年のリーマンショックや、2011年東日本大震災の影響で減少したものの、2012年から再び増加に転じ、2014年には1341万人が日本を訪れ過去最高だったという¹。訪日外国人が増加するとその分、犯罪も増えるとも思われるが、通訳事件の数を見ると、2003年をピークに減少を続け、訪日外国人数が増加に転じた2012年も前年より減少している(図1)。

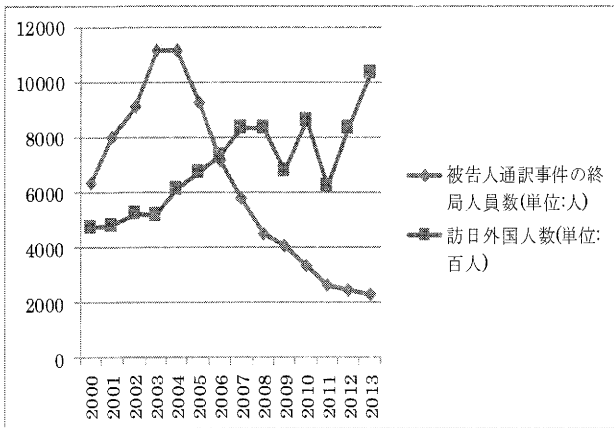


図1 被告人通訳事件の終局人員数と訪日外国人人数²

図1の「被告人通訳事件の終局人員数」とは、警察に検挙された後、送検され起訴されたもののうち、通訳人が付いた人数である。訪日外国人数が増加傾向であるのに対し、通訳事件数が減少し続けているのは、訪日外国人数が増加しても、外国人被疑事件は減少しており、さらに起訴される事件も減っているからである(表1)。

表1にある「終局処理人員」とは、送検された被疑者を起訴するか、不起訴(起訴猶予を含む)にするか、最終決定をした人数であり、この数字の中から起訴され、さらに通訳人が付いた事件数が、図1の「被告人通訳事件の終局人員数」になる。

来日外国人被疑事件に対する起訴率を見ると、被告人通訳事件数のピークである2003年の起訴率が

69.8%だったものが、年々減少を続け2013年の起訴率は40.6%まで下がっている。

表1 来日外国人³被疑事件の起訴率⁴

年	訪日外国人人数(千人)	外国人終局処理人員	起訴率
2000	476	16022	66.4
2001	477	18849	68.7
2002	524	20630	69.2
2003	521	24060	69.8
2004	614	24994	64.2
2005	673	24986	56.3
2006	733	20276	54
2007	834	18493	54.6
2008	835	17505	53.1
2009	679	17570	52.3
2010	861	15040	49.7
2011	622	13012	46.4
2012	837	12138	43.8
2013	1036	12770	40.6

このような数字から、訪日外国人が増加しても、外国人犯罪は減少しているといえることができる。外国人が関係する事件で高い割合を示すものに、出入国管理及び難民認定法(以下入管法)違反⁵があるが、2003年ピーク時の外国人終局処理人員24,060人のうち、入管法違反が53%(12,584人)と半数以上であった。この頃から、不法滞在者数を半減させるという政府目標の下、入国審査や摘発等を厳しくし、不法滞在者を減少させた結果、2013年の外国人終局処理人員12,770人のうちの入管法違反は27%(3,458人)と激減している。また、単純なオーバーステイだけでは起訴されずに退去強制手続きがとられるようになったため、入管法違反の起訴率も2003年には68.6%だったものが、2013年には23.7%に低下している。

もう一つ、被疑者国選制度の実施も起訴率の減少の要因に挙げられる。一定の条件を満たせば、起訴される前段階から弁護人を選任することができるので、窃盗などの場合、示談や被害弁償を行うことで不起訴となるケースが増えていると考えられる。

つまり、今後さらに訪日外国人が増えても、法廷通訳の需要は減り続ける可能性が高いといえる。要通訳件数が減少すれば、話題にされることもなくなり、法廷通訳に関わる制度的・構造的問題が置き去りにされるのではないかと危惧される。

2013年に日弁連が提出した「法廷通訳についての立法提案に関する意見書」⁶に、これまで議論されてきた問題が以下の4つにまとめられている。

1. 通訳人の資格・名簿制度
2. 継続的研修制度
3. 通訳人の身分保障のための報酬制度
4. 通訳の質の確保

現状、法廷通訳人になるには、語学力や法律的知識を問う試験はなく、裁判所で簡単な面接を受けるだけで、登録できてしまう。従って、通訳人の中で通訳能力にばらつきがあり、法廷通訳の資格化や定期的研修の必要性が、ことあるたびに議論されてきたが、実現する兆しがいまだ見えない。通訳人に期待される役割、法廷における通訳人の位置づけが明確でないことが一番の問題ではないかと思われる。また、法廷通訳人が備えるべき能力・技能を具体的に示すことができないのも、結論が出ない原因の一つであろう。

裁判所から支払われる通訳料は、1時間当たりの単価すら明記されていないという現状で、報酬の透明化も長らく問題にされてきている。

通訳の質の確保には、誤訳防止のための複数選任の原則化、事後検証のための録音・異議・鑑定の規定、訴訟関係者に対する配慮義務(難解な法廷用語を使わないなど)が含まれる。

先に見たように、要通訳事件数の減少が続くと、おそらく通訳依頼はベテランに集中することになる。そうすると、通訳能力のばらつきがなくなり、資格化の必要性が叫ばれることもなくなるだろう。また、誤訳はゼロにはならずとも、誤訳の際にその場で対応できれば問題ないし、報酬の透明化に関してはベテランという長い経験からの諦めと理解によって問題にされなくなるかもしれない。

しかし、現場に混乱がなくても、従来からの法廷通訳人に関する問題が解決されるわけではなく、見えにくくなっていくだけである。

本稿では、現在、通訳人がどのような問題に直面し、どのように対処しているかを考察し、法廷通訳をめぐる制度的・構造的問題を明らかにする。筆者は韓国語の法廷通訳を20年余り務めており、その経験と周囲の同業者へのインタビューも参考にする。

2. 先行研究

会議通訳や商談の通訳では雇い主側の利益を守ることが優先されるが、法廷通訳では中立性や正確性が厳しく求められる。水野(2005)では、会議通訳、法廷通訳、医療通訳、そしてコミュニティー通訳全般という4つの分野に焦点を当て、その倫理規定の特徴を述べている。法廷通訳に関しては、NAJIT(法廷通訳人・翻訳人全米協会)の倫理および職責規約をもとに、一番重要視されるのが正確性であるとしている。そして法廷通訳における正確性の内容として以下の4種類を挙げている。

- ・発言に対して省略したり、付け加えたり、修正したりしないこと
- ・発言のレベル、レジスター(言語使用域)、トーン、ニュアンスなどをそのまま保持すること
- ・発言が聞き取れなかったりわからなかったりした場合は、それを明確にするよう求めること
- ・自分が誤訳をしたとわかったら、それをすみやかに表明すること

会議通訳では「わかりやすく編集する」ことが認められているが、法廷通訳では「そのままの形」で通訳することが求められている。例えば、会議通訳では、発言者が「去年、1997年には」と言ったら、通訳者は「去年」または「1997年」のどちらかを選択して訳すことが許されるが、法廷通訳は、発言されたまま、そのどちらも言わねばならない。支離滅裂な発言もわかりやすく編集してはならず、支離滅裂なままで訳出しなければならない。さらに法廷通訳の場合、法廷が絶対的な存在であり、その指揮下で行動するという構図が明らかであることも特徴的である。

灘光(2001)は、会議通訳などとは大きく異なる法廷通訳の特殊性について、(1)通訳人の中立性の確立、(2)専門的な法律用語や制度、(3)制度化されたやりとり、(4)厳格なまでの正確性、(5)文化的勢力格差の構

造、という5つを挙げている。

(1)の中立性は、通訳人は、弁護士、検察官、裁判官、被告人など異なる立場にある人間の発言を通訳するので、特定の視点に偏ってはならないからである。そのために、(4)の厳格なまでの正確性が要求される。オリジナルな発言に省略や編集が一切許されず、話し方のスタイルも保持することが要求される。存在を感じさせない通訳が理想とされるわけだが、法廷通訳人がしばしば「翻訳機械」や「導管」、「黒衣」、「透明人間」に例えられる所以である。これは(3)の「制度化されたやりとり」の中で、通訳人の存在が想定されていないことに関係する。制度化された流れの中では、正確さを確保するために話し手の発言内容を聞き直したり質問したりすることは、制度化された流れを邪魔することになってしまうのだ。

(2)の専門的な法律用語や制度について、長尾(2001)で、次のような例が紹介されている。「みだりに」は広辞苑では「思慮なく」だが、刑事訴訟法上では「法の除外理由なしに」という特別な意味をもつ。また、強盗罪は懲役5年以上、窃盗は懲役10年以下となるので、強盗と窃盗の違いを知ったうえで通訳しなければならない。「何をとったのか」の質問の訳を「What did you rob?」としてしまうと「robbery(強取)」と結びついて「何を強盗したのか」と罪を決めつけてしまうことになるからである。

(5)の文化的勢力格差の構造とは、法廷には「裁く側」と「裁かれる側」があり、裁く側にいる日本人の規範、倫理観、常識が裁かれる側より疑いなく優位にあるという事実である。法廷において、外国人被告人の発言が、裁く側の常識に照らすと不利になるという判断ができるのは、言語、文化の違いを知る通訳人である。裁判官の心証形成において、裁かれる側の倫理観・常識への配慮という調節をはかることが必要な場合も生じ得る。これに関して、吉田(2011)では、スペイン語通訳を介した裁判員裁判を傍聴席からノートに筆記し、その記録の分析と通訳人へのインタビューによって、裁判員にとって自然で合理的な推論が「常識」として前提化されていることを明らかにしている。また、糸魚川(2010)では、裁判官の心証が量刑、判決に影響を及ぼし得るので、通訳人はレジスター(言語使用域)も含め忠実に再現しなければならないという意見を紹介しながら、しかし、通訳人が訳出するときに選ぶレジス

ターは、発言者の社会的カテゴリーや発言スタイルなどから通訳人が抱いた印象にすぎず、求められる正確性も結果的に恣意的なものである、としている。

法廷通訳人には厳格なまでの正確性と中立性が求められているが、正確性に関して、実際の訳出には通訳人の判断や印象が介在するものであり、また、中立性に関しても、法廷では、裁く側の規範や倫理観が支配しているので、そもそもの前提が中立的ではないといえる。正確性と中立性が強調されながら、実際には通訳人が被告人のための調節を行っている現実を、吉田(2007)では、「法廷通訳人の役割に関する参加者の意識(規範)と実践の間の乖離」と言っている。また、灘光(2001)では、通訳人に期待されている「通訳機械」や「透明人間」としての位置づけは「法的虚構」にすぎないという批判を紹介している。

3. 正確性について

3.1. 正確性の判断

法廷通訳人に求められる厳格なまでの中立性と正確性については、裁判所が行っている研修でも繰り返し確認される。すなわち、法廷での通訳においては「原発言になにも足すな、原発言から何も引くな」というものである。ここまで厳しく中立性と正確性を求める理由は、裁判は証拠に基づいて罪を認定するものであり、その証拠には法廷での発言も含まれるからである。通常の公判において、検察官が起訴状を朗読したあと、裁判官が被告人に黙秘権を告知するが、そこに「被告人がこの法廷で述べたことは、被告人に有利、不利を問わず証拠として用いられることがありますから、そのことを念頭に置いて答えるようにしてください」という文言が含まれている。最高裁判所事務総局刑事局監修の『法廷通訳ハンドブック実践編【韓国・朝鮮語】(改訂版)』(以下「ハンドブック」と省略)でも、通訳人の留意事項の第一として次のように書かれている。

「法廷でのやりとりのうち、証人尋問や被告人質問は、その結果得られた証言や供述が、裁判の証拠として、犯罪事実の認定や刑の量定の基礎になる特に重要なものですから、すべての発言を逐語訳で行う必要があるという特徴があります。例えば、証人が証言内容を発言直後に訂正した場合には、訂正後の内容だけでなく訂正前の内容についても

そのまま通訳してください」(p1)

被告人や証人の証言が証拠となる以上、外国語でなされた被告人や証人の発言が忠実に再現されているという前提が必要である。この「ハンドブック」にはさらに次のような Q&A が挙げられている。

「Q 通訳をする際には、発言者の表現を忠実に再現するべきですか？」

A 発言者と同じ表現を使ってください。例えば丁寧語を用いるなどして表現方法を改めるようなことはしないでください」

「丁寧語を用いるなどして表現方法を改める」とは、例えば「言った、言った、確かにそう言った」と丁寧語で話されたものを「言いました、確かに言いました」と丁寧語に直してはならないということである。つまり、話し方のスタイル、レジスターの保持を求めている。韓国語の場合は、このような丁寧語・非丁寧語の区別ばかりでなく、法廷でよく使われる二重否定、複雑な文末表現なども、比較的日本語と似た形式で表現することができるので、文法的には法廷での発言を忠実に再現することはかなり可能である。

(1-1) 先に帰った。

먼저 집에 갔어.
先に 家+助詞 行った

(1-2) 先に帰りました。

먼저 집에 갔어요.
先に 家+助詞 行きました

(2) 入れなくはありません。

不可能 否定
못 들어가는 것은 아닙니다.
不可能 入る+連体形 こと+助詞 否定+丁寧

(3) あなたが言ったのではありませんか？

당신이 말한 것이 아닙니까?
あなた+助詞 言う+連体形 こと+助詞 否定+丁寧+疑問

しかし、多くの言語では韓国語のようなわけにはいかず、丁寧形・非丁寧形の区別ですら「乱暴に話している」「丁寧に話している」という通訳人の印象にゆだねられることになってしまうことは、先行研究でも指摘されているところである。文法形式ではかなり忠実に再現できる韓国語であっても、個人の話し方の癖や方言までも再現するのは困難である。法廷は、話し方のスタイル、レジスターの一致をどこまで要求しているのだろうか。「ハンドブック」の「Q&A」には次のような回答もある。

「Q 証人との間で、アクセントや方言のためにコミュニケーションが取りづらいつきには、どうしたらよいですか？」

A 直ちにそのことを裁判官に告げて、指示を待ってください。程度にもよりますが、ゆっくり証言させたり、繰り返し証言することにより手当てができるのであれば、そのような方法を採用することになります。」

さすがに方言の再現までは要求していないと理解してよいだろう。通訳人が被告人や証人の発言を忠実に再現できるという前提に限界があることは認識されており、「そのことを裁判官に告げ」れば、裁判官がなんらかの方法を採用することになっている。

法廷通訳の特殊性からくる厳格なまでの中立性、正確性も、現実に即した対応が考えられている。しかしその多くが、方言の場合のように、「書記官にそのことを伝えてください」(p17 被告人から不信感をもたれている)、「裁判官の許可を得て確認すべき」(p28 質問の意味が不明瞭な場合)、「裁判官に告げてください」(p30 証言の内容が高度に専門的)、「必要があれば裁判官が質問します」(p33 仲間内だけで用いられる特殊な用語)のように、判断は裁判所がすることになっている。

被告人や証人の証言が証拠として機能する以上、外国語でなされた被告人や証人の発言が忠実に再現されているという前提が必要であるとはいえ、語彙や文法体系が異なる言語の間では、元の発言から何らかの変更が必要になる場合があるが、それを判断し行うのは通訳人ではなく裁判所だということになっている。通訳人に要求されているのは、変更が必要な状態、

通訳できない状態を忠実に再現することであり、やはり裁判所が期待する通訳人は、言葉と言葉を置き換えるだけの「通訳機械」や「透明人間」であると言えよう。

3.2. 誰のための通訳か

もう一つ、裁判所の考える通訳人の役割として問題にすべき点がある。通訳人は外国人の被告人や証人のために存在しているわけではないという事実だ。被告人の発言が支離滅裂な場合にも、そのまま日本語に通訳しなければならない、というのは法廷通訳に求められる正確性に含まれるものである。逆に、日本語でなされた発言、例えば、鑑定など専門用語が並ぶような内容を通訳する場合も、被告人が理解できるよう、平易な言葉に言い直してはいけない。

2013年1月に大阪地方裁判所で実施された、大阪高等裁判所主催の「法廷通訳フォローアップセミナー」⁷⁾に筆者が参加した折に、講師であった大阪地裁裁判官がこの件に関して次のように解説した。つまり、難解な鑑定結果を被告人が理解できるように訳出する必要がない理由は、被告人が日本語母語話者であっても難解な鑑定結果をそのまま聞いているからである。鑑定結果は裁判官にむけて報告されるものであり、裁判官が聞いて理解するためのものだから、被告人が理解する必要はないということである。そうすると、通訳人は裁判官にむけての発言を、裁判官が聞いても理解できない外国語に通訳していることになる。

しかも、法廷では、起訴状や判決以外で、事前に書面が準備されているものは、検察官や弁護士が読み上げるときに、ワイヤレスマイクを通して、イヤホンをしている人(被告人か証人)のみに聞こえるように話す。被告人のために通訳しているようでありながら、被告人が聞いて理解する必要はないという。

法廷通訳人の存在の根拠は、国際人権規約14条「公正な裁判を受ける権利」3項(f)に、「裁判所において使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること」と記されており、刑事訴訟法175条に、「国語に通じない者に陳述させる場合には、通訳人に通訳をさせなければならない」という規定があるのみである。法廷通訳の中立性を考えれば、当然のことながら、決して被告人を擁護するものではない。外国人である被告人にも、被告人が日本人である場合と同じ条件にすることが

「公正な裁判を受ける権利」になるのだろう。

裁判官に向けて話されている内容を、聞いても理解できないだろう外国語に通訳するのも、そのためである。

「専門用語が並ぶ難解な内容」の実例として、2013年に実施された「法廷通訳フォローアップセミナー」で使用された解剖検査所見を示す。このセミナーでは、殺人事件の模擬裁判が行われた。実際の裁判でも、起訴状や証拠書類などは事前に送付されるので、スムーズに通訳できるよう準備しておかなければならない。

背面正中よりやや左側に右から左やや下方に走る2×0.5 cm接着長2.2 cmの刺創がある。

左創角はやや丸みを帯びてはいるものの鋭く、右創角はコの字状に鈍で厚さ0.2 cm。ほぼ前方やや内側に刺入し左胸腔内に貫通し、刺入口から前胸壁までの深さ16 cm。下創縁に血色素浸潤がある。

そもそも日本語でも、これを耳で聞くだけでは理解できないだろう。証拠書類に限らず、裁判で使われる文書はほとんどが「読んで理解」するように書かれたものであり、「聞いて理解」できるように書かれたものではない。(裁判官のもとには書面で証拠提出されるので、耳で聞くだけで理解する必要はない。)⁸⁾「裁判用語が分かりにくい」「一つの文が長すぎる」「普段使わない言い回しが多い」など、これらは法廷通訳に限った問題ではなく、日本の裁判全体に以前から指摘されているものだ。裁判員裁判の導入に伴いようやく「聞いて理解」できるような裁判用語の見直しが始まったが、実際の法廷では、その効果は感じられない。

「伝えること」が一番の目的であるのが「通訳」という仕事だが、法廷では当事者である被告人に伝わる必要はないという。なぜなら、日本人の被告人が法廷で何が話されているのか理解できないのだから、外国人被告も同様でなければならないからだ。自分が裁かれているにもかかわらず、被告人にその内容が理解できなくても構わないという日本の裁判が変わらなければ解決されない問題である。

4. 現場における実践

4.1. 文化的差異の調節

法廷通訳として活動している人々の中には、裁判所の望むような「透明人間のような通訳人」になろうと努めている人もいるが、それでも被告人等の発言をそのまま再現することには限界があると感じている。

限界を感じるもののうちのひとつにレジスターの一致が挙げられる。水野(2005)をはじめとして、多くの先行研究で、レジスターの一致は法廷通訳に求められる正確性のひとつであると強調されている。灘光(2001)では、証言内容はそのまま、スペイン語から英語への通訳のスタイルを、丁寧なものど丁寧でないものの2種類に変えた録音を模擬陪審員に聞かせたところ、証人に対する印象が大きく変わったという実験を紹介している。また、吉田(2007)では、裁判官が「(被告人は)ぶっきらぼうなしゃべり方(をする)」という心証をもっていたが、通訳人が交替すると、同じ被告人がしゃべっているのに、結構丁寧な言い方になっていることに驚いた、という裁判官とのインタビューを紹介している。

現場で経験を積んでいるベテラン通訳人のなかには、レジスターの一致をそれほど重要視する必要はないという人もいる。韓国語のベテラン法廷通訳人によると、裁判官は被告人の態度や口調を観察しているので、話し方のスタイルや文末表現などに被告人の人格や印象を左右されることはないという。丁寧語・非丁寧語の区別や、二重否定、複雑な文末表現など、文法的に忠実に再現することより、重要なのは、話す事柄の順番、内容であるという。つまり、最終的に判断するのは裁判官であり、その判断材料を提供するわけだから、話し方やレジスターなどは裁判官が被告人を直接見て判断し、裁判官が理解できない「内容」を伝えるのが通訳人の役割だという考えである。

吉田(2007)のインタビューにあるような裁判官もいるが、裁判官が自ら被告人や証人の口調や態度を観察し、総合的に判断した上で心証が形成されるのが望ましいといえるだろう。

次に通訳人が特に困難を感じている問題としては、被告人の文化的背景を伴った発言をどう伝えるかというものがある。灘光(2001)が法廷通訳の特殊性として5番目にあげた「文化的勢力格差の構造」にも関連する。法廷には「裁く側」と「裁かれる側」があり、裁く側に

いる日本人の規範、倫理観、常識が裁かれる側より疑いなく優位にあるという現実がある中で、「裁かれる側」が不利になるのではないかと危惧される。前出の「法廷通訳ハンドブック」の「Q&A」には次のように書かれている。

「Q 法制度、習慣、文化の異なる被告人の通訳を行うに当たって、配慮すべき事項がありますか？」

A 法制度や歴史的背景の違い等から、被告人が通訳人に対し敵対心を持つことや、逆に被告人の言おうとする本当の意味がわからないことがあると思われます。したがって、法廷通訳を行うに当たっては、語学的な面だけでなく、その国の文化や法制度等を理解するよう日頃から努めてください」

ここでは通訳人が被告人の発言に解説を足したり、説明を促したりして調整することは許していないが、文化的、制度的差異により被告人や証人が不利になったり誤解が生まれやすくなる可能性があることは認識されている。発言のままの通訳を聞いて、裁判官や弁護士が理解できない場合は、原則的には裁判官や弁護士がその部分を質問することになるのだろう。

韓国語の法廷通訳の現場で、日本語に訳出しにくいもののうちのひとつに「契(ケ)」がある。小学館の『朝鮮語辞典』で「계(契)」の項目を引くと、次のように説明されている。

現代の韓国で行なわれる私設金融の一つ。日本の頼母子講に似て無限連鎖的であるが、女性が主体となり、落札契や番号契などのように順番に利率を調整するところに特徴がある。

主な目的は構成員の資金調達で、加入者が等額の出資をして得た資金を元にして貸付や利殖に努め、「契(ケ)」の構成員に所定の給付を順々に与える方式が多い。

しかし、資金調達のためだけの集まりではなく、親睦や娯楽という側面もある。『朝鮮語辞典』ではさらに解説がある。

共同体で行なわれる相互扶助のための伝統的な組織。地縁を利用した洞契や血縁を利用した門中契、水利のための水利契などさまざまな形態と目的に応じた呼び名がある。李朝時代には穀物や綿布などによっても行なわれた。

このような歴史的背景をもつ「契(ケ)」は、現代の韓国社会でもごく普通に機能しており、「契の集まりに行ってくる」と言えば、誰もが理解し何の説明もいらない。これが法廷において、被告人や証人の発言に「その人は契(ケ)の仲間でした」とか「契(ケ)でトラブルがあって」という具合に出てくることがある。そのまま、原則通り何の解説も付けずに訳出すれば、質問した裁判官や弁護士から「ケとは何ですか？」と被告人に質問することになるだろう。その場合、被告人が的確に説明できる可能性はかなり低い。質問した人が知りたい情報(例えば韓国社会では当たり前の存在なのか等)とかみ合わず、無駄に時間がかかってしまいがちである。

事前に弁護人の接見に通訳人が同行できれば⁸、まず弁護人に「契(ケ)」の内容を理解してもらい、公判では弁護人から被告人に「先ほどのケというのは、資金調達と親睦が目的の集まりで、韓国では一般的なのですね？」と確認形式の質問で裁判官に説明することができる。しかし最近では、被告人が片言でも日本語ができる場合、弁護士が通訳人を接見に同行しないことも多い。そうすると、通訳人が先回りをして、被告人の発言を通訳したあとに、「その人はケの仲間です。ケとは韓国でよくある資金調達の集まりです」と解説を付けることがある。これは、求められる正確性の原則から外れることになるが、筆者を含め、似たような経験のある通訳人においても、裁判官からとがめられたことはない。

「契(ケ)」のほかにも、筆者の経験では被告人の「借金の原因は母の病気のときにクツを頼んだからです」という発言の際に「クツ(クッ)とはシャーマンが行う祈祷で、今でも田舎では行われています」と解説をつけたことがある。法廷通訳には「編集しない」「忠実に」という正確性が求められており、このような場合にも本来的には「そのまま」通訳し、「契(ケ)」や「クツ(クッ)」の解説が必要かどうかは裁判官が判断するのが「正しい」あり方だろう。しかし、現場における実践では、通訳人

が文化の違いに関する解説を付け足すことは裁判所としても認めているといえる。つまり、何が文化的差異なのか、それが被告人の不利になるか、解説などの調節が必要かどうかを判断できるのは通訳人であり、文化的差異の溝を埋める役割を、通訳人が担っているのである。

4.2. 弁護人、検察官の戦略

通訳人が困難を感じるものとして、尋問等における弁護士や検察の戦術が挙げられる。特に否認事件の場合、質問の仕方や内容が複雑になる。例えば、検察官は次のように質問をすることがある。

「自分の物ではないが相手の物のようでもないから、自分の物のように感じただけで自分の物ではないというのですね？」

このようなケースを経験したベテランの法廷通訳人によると、質問の趣旨が分からず苦勞したが、後で考えてみると、検察官は被告人の回答が欲しかったのではなく、混乱させることを目的とした質問だったのではないかと言う。また、質問の趣旨が把握できなかった時に、「もう一度言ってください」とお願いしたところ、質問した検察官自身が自分の発言を再現できなかったこともあると言う。

冒頭陳述や弁論要旨のように、裁判官に証拠として書面を提出するものは、通訳人にも同じ書面が送付されるので、事前に翻訳をしたり不明な点は確認したりするなどの準備が可能であるが、被告人質問や反対尋問は、打ち合わせのない場合が多く、その場で逐次訳行われる。しかも検察側からは、先に紹介したように被告人を混乱させることが目的だったり、あえて返事ができない質問をしたりするなど、裁判官の心証を悪くすることが目的の質問をすることがある。甚だしくは、通訳に対する信頼性を損なわせることを目的として理解不能な質問を繰り返すことも、まれにある。弁護士でも検察官でも、考えがまとまらずに質問の趣旨があいまいになる場合は、裁判官から「簡潔に」という指示がでるが、戦略としての分かりにくさ、曖昧さであるなら、通訳人は対応するしかない。

こうしたケースに対応するには、経験を重ねる

しかないで、通訳人を依頼する裁判所でも、経験の浅い通訳人に否認事件を依頼することはないようである。しかし、争いのない事件と思われていたところが、公判が始まってから被告人が否認に転じることもあるわけで、そうってしまったら、経験が浅いという言い訳は通じないので、耐えるか、もしくは通訳人を交替するしかない。

5. まとめ

証拠に基づいて罪を認定する裁判において、法廷での発言も証拠になりうるので、その通訳には正確性と中立性が求められるのは当然である。本稿では、法廷通訳人に厳しく求められる正確性が具体的にどのようなものであるかを考察し、またその実践において、通訳人が直面している問題を具体的に紹介した。

実践の間では、語彙や文法体系が異なる言語間で、一致する表現や訳語がない場合、または文化的差異による不利益が生じてしまったりする場合には、通訳人がそれを判断し、調節している。しかし、法廷における発言は、省略したり、付け加えたり、修正したりせず、話し方のスタイル、レジスターまでもも保たなければならないという建前・前提があるので、通訳人が調節を行ったとしても、それは裁判所の判断・指示によるものだという事になっている。特に、文化的背景をもつ訳語や、被告人質問において戦略的に使われる難解な質問などでは、通訳人の判断や解釈が介入せざるをえないが、通訳人も裁判所もそれを認識しつつ、通訳人の判断や解釈も、ぎりぎり裁判所の指揮下であることにしている。

このような「意識(規範)と実践の乖離」(吉田2007)は、法廷通訳では正確性が保障されているという「法的虚構」(灘光2001)を変えない限り、解決されないだろう。

法廷で使われる裁判用語や、難解な言い回しに関しても、裁判所は、裁かれる当事者であるにもかかわらず、被告人に法廷でのやりとりを理解させる必要はないという立場である。これは被告人が日本語母語話者であっても同様である。

正確性の中には通訳人の判断や解釈が含まれているという現状に即した前提の変更と、被告人に

も理解できる裁判のあり方を考える必要があるわけだが、いずれも裁判所に委ねるしかない課題である。

冒頭で紹介したように、今後、訪日外国人が増えても、通訳事件が増える可能性は低い。単純な事件の裁判は減り、文化的背景が問題になる事件や、否認事件の比率が高まれば、通訳依頼がベテラン通訳人に集中する傾向は一層加速するだろう。法廷通訳における正確性をはじめとする諸問題も、通訳人の経験と技術によって裁判所の要望を理解し、通訳人が裁判所の要望に合わせていくことも可能であるが、それに甘えることなく、問題提起と議論が続けられなければならない。

脚注

- 1) 日本政府観光局の報道資料による。
http://www.jnto.go.jp/jpn/news/press_releases/pdf/20150120.pdf
(2015年1月25日アクセス)
- 2) 被告人通訳事件の終局人員数は法務省の犯罪白書(平成26年度版から平成13年度版)を参考に、訪日外国人数は日本政府観光局の「訪日外客数の動向」を参考に作成した。
犯罪白書 http://www.moj.go.jp/housouken/housou_hakusho2.html
(2015年1月25日アクセス)
- 3) 日本政府観光局で使用している「訪日外国人」は日本を訪れる外国人を総称した語であり、犯罪白書で使われている「来日外国人」は「定着居住者(特別永住者、永住者、永住者の配偶者などの在留資格を有する者)・在日米軍関係者・在留資格不明の者」を除いた者と定義されている。従って、来日外国人数は、訪日外国人より10%程度少ない数字になっている。
- 4) 法務省の犯罪白書(平成26年度版から平成13年度版)を参考に作成。
- 5) 不法残留、旅券等不携帯・提示拒否、資格外活動など。
- 6) 日本弁護士連合会HPに掲載されている。

http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2013/130718_3.html
(2015年1月25日アクセス)

- 7) 最高裁判所事務総局刑事局 2013『ご存知ですか?法廷通訳 平成25年版』によると、裁判所では、法廷通訳の経験が全くないか又は少ない人を対象に、「法廷通訳基礎研修」を、事件をある程度担当したことがある通訳人候補者を対象に、「法廷通訳セミナー」を、さらに法廷通訳の経験を積んでいる通訳人候補者を対象に、「法廷通訳フォローアップセミナー」を行っている。どの言語の研修をどの地域でどの程度の頻度で行っているかは公表されていない。筆者が参加した「フォローアップセミナー」の実施要領には「第一回」と書かれていたので、3段階の研修になったのは最近のことと思われる。
- 8) 通訳人の中立性を保つために、法廷通訳人が弁護士の接見に同行することに対し否定的な意見もあるが、最高裁判所事務総局刑事局監修の『法廷通訳ハンドブック』には、「国選弁護事件においては(中略)弁護人が希望すれば通訳人予定者を接見に同行できるように配慮することにしていきます」とあり、裁判所としては否定的に考えていない。

水野真木子 2005「各種通訳倫理規定の内容と基本理念-会議、コミュニティー、法廷、医療通訳の倫理規定を比較して-」『通訳研究』5 日本通訳学会、p157-172

吉田理加 2007「法廷相互行為を通訳する-法廷通訳人の役割再考-」『通訳研究』7 日本通訳学会、p19-38

吉田理加 2011「法廷談話実践と法廷通訳-語用とメタ語用の織り成すテキスト-」『社会言語科学』13(2)社会言語科学会、p 59-71

『朝鮮語辞典』1993 小学館、p 124

参考文献

- 糸魚川美樹 2010「法廷通訳に求められる正確のかたられかた」『社会言語学』10「社会言語学」刊行会、p71-86
- 最高裁判所事務総局刑事局 2013『ご存知ですか?法廷通訳 平成25年版』
- 最高裁判所事務総局刑事局監修 2011『法廷通訳ハンドブック実践編【韓国・朝鮮語】改訂版』
- 長尾ひろみ 2009「司法通訳の難しさ-人権を守るために言葉の障壁をどう超えるか-」『言語』38(3)大修館書店、p 52-55
- 灘光洋子 2001「法廷通訳人が直面する問題点-文化的差異をどう捉えるか-」『異文化コミュニケーション研究』13 神田外語大学、p59-82